

国官会第 15526 号
国官技第 214 号
国営管第 476 号
国営計第 134 号
国港総第 455 号
国港技第 57 号
国空予管第 596 号
国空空技第 338 号
国空交企第 192 号
国北予第 38 号
令和 3 年 11 月 30 日
最終改正 令和 3 年 12 月 24 日

大臣官房官庁営繕部	各 課 長 殿
各 地 方 整 備 局	総 務 部 長 殿
	企 画 部 長 殿
	営 繕 部 長 殿
	港 湾 空 港 部 長 殿
北 海 道 開 発 局	事 業 振 興 部 長 殿
	営 繕 部 長 殿
各 地 方 航 空 局	総 務 部 長 殿
	空 港 部 長 殿
	保 安 部 長 殿
国 土 技 術 政 策 総 合 研 究 所	総 務 部 長 殿
	管 理 調 整 部 長 殿
国 土 地 理 院	総 務 部 長 殿
	企 画 部 長 殿

大臣官房	会 計 課 長
	技 術 調 査 課 長
	官 庁 営 繕 部 管 理 課 長
	官 庁 営 繕 部 計 画 課 長
港 湾 局	総 務 課 長
	技 術 企 画 課 長
航 空 局	予 算 ・ 管 財 室 長
	航 空 ネットワーク部空港技術課長
	交 通 管 制 部 交 通 管 制 企 画 課 長
北 海 道 局	予 算 課 長
(公 印 省 略)	

国土交通省所管事業の執行における円滑な事業執行のための
国庫債務負担行為の運用について

国土交通省所管事業の執行については、令和2年12月11日に閣議決定された「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づく事業（以下「5か年加速化対策事業」という。）や大規模災害からの復旧等に関する事業（以下「災害復旧等事業」という。）について、着実な事業の実施が求められているところである。

今般、別紙1のとおり新たな国庫債務負担行為（以下「事業加速円滑化国債」という。）の運用方法を定めたので、補正予算を活用してこれらの事業を実施する際は、事業加速円滑化国債の適切な活用により、迅速かつ着実な執行を図られたい。

また、国庫債務負担行為に基づく契約（以下「国債契約」という。）において余裕期間制度を活用する場合においては、別紙2に記載した事項について留意し、手続きを実施されたい。

なお、5か年加速化対策事業を事業加速円滑化国債によって実施する場合においては、補正予算による支出額に係る事業費のみが、上記閣議決定でおおむね15兆円程度とされた総事業費の一部として取り扱われることとなるので留意されたい。

事業加速円滑化国債について

1 概要

事業加速円滑化国債は、5か年加速化対策事業や災害復旧等事業のうち工期が複数年度にわたるものについて、当該事業に係る契約の契約会計年度又は中間年度（契約会計年度の翌年度をいう。以下同じ。）の支払いの全部又は一部に補正予算を活用した国庫債務負担行為を設定することにより、計画的かつ一層の円滑な事業執行を促進するものである。

当該契約の契約会計年度又は中間年度の支払限度額について、当初契約の時点で「0」等と設定し、補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった時期以降、各会計年度の支払限度額を変更することで、当初の支払時期よりも前倒しで前金払、既済部分払等の支払いを可能とし、計画的かつ円滑な事業の執行を図ることができるものとする。

この場合の具体的な運用については以下によるものとし、運用の例については、別添1「事業加速円滑化国債の運用例」、支払時期等の例については、別添2「事業加速円滑化国債の支払時期等」を参照すること。

2 公告等及び入札参加希望者への周知

(1) 入札公告及び入札説明書への記載

事業加速円滑化国債を活用する場合には、入札公告及び入札説明書に以下の文を記載するものとする。

(記載例) 補正予算によって事業加速円滑化国債を設定する場合

(○) 本工事は、国庫債務負担行為に基づく契約の中間年度（契約を締結する会計年度の翌年度をいう。）における請負代金の支払いの限度額（以下「支払限度額」という。）について、当初契約の時点で「0」と設定し、補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった場合に各年度の支払限度額を変更し、前倒しで既済部分払等の支払いを可能とする「事業加速円滑化国債」を採用する。支払条件等については、入札説明書及び現場説明書の内容を十分に確認すること。

(記載例) 当初予算によって事業加速円滑化国債を設定する場合
(○) 本工事は、国庫債務負担行為に基づく契約の契約会計年度における請負代金の支払いの限度額（以下「支払限度額」という。）について、当初契約の時点で「0」等と設定し、補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった場合に各年度の支払限度額を変更し、前倒しで前金払、既済部分払等の支払いを可能とする「事業加速円滑化国債」を採用する。支払条件等については、入札説明書及び現場説明書の内容を十分に確認すること。

(2) 入札参加希望者への周知

事業加速円滑化国債の活用にあたっては、入札説明書及び現場説明書において事業加速円滑化国債について従来の国債契約の運用と異なる点を入札に先立って入札参加者に十分了知させるものとし、その記載内容については、別添3「入札説明書例」及び別添4「現場説明書例」を参考にするものとする。

なお、「工事請負契約書の運用基準について」（平成7年6月30日付け建設省厚契発第27号）等においては、契約担当官等は、現場説明書等により各会計年度における請負代金の支払いの限度額を割合で明示することとしているが、事業加速円滑化国債を活用する場合には、各会計年度における出来高予定額の割合についても同様に明示する必要があることに留意されたい。

3 出来高部分払及び中間前金払の取扱い

(1) 出来高部分払

事業加速円滑化国債を活用する契約については、「出来高部分払方式の実施について」（平成22年9月28日付け国地契第30号、国官技第207号）等に定める「出来高部分払方式」の対象とはしないものとする。

(2) 中間前金払

事業加速円滑化国債を活用する契約については、「公共工事の代価の中間前金払について」(昭和47年7月25日付け建設省会発第633号)等に定める「中間前金払」の対象とすることができる。受注者が中間前金払を選択した場合は、必要に応じて工事請負契約書(「工事請負契約書の制定について」(平成7年6月30日付け建設省厚契発第25号)等の別冊をいう。以下同じ。)第41条第1項を以下のように記載するものとする。

(補正予算によって事業加速円滑化国債を設定する場合)

第41条 国債に係る契約の前金払(中間前金払を含む。)については、第35条中「契約書記載の工事完成の時期」とあるのは「契約書記載の工事完成の時期(最終の会計年度以外の会計年度にあつては、各会計年度末)」と、同条及び第36条中「請負代金額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額(前会計年度末における第38条第1項の請負代金相当額(以下この条及び次条において「請負代金相当額」という。))が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、当該超過額を控除した額」と読み替えて、これらの規定を準用する。ただし、この契約を締結した会計年度(以下「契約会計年度」という。)以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金(中間前払金を含む。以下この条において同じ。)の支払いを請求することはできない。

(当初予算によって事業加速円滑化国債を設定する場合)

第41条 国債に係る契約の前金払(中間前金払を含む。)については、第35条中「契約書記載の工事完成の時期」とあるのは「契約書記載の工事完成の時期(最終の会計年度以外の会計年度にあつては、各会計年度末)」と、同条及び第36条中「請負代金額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額(前会計年度末における第38条第1項の請負代金相当額(以下この条及び次条において「請負代金相当額」という。))が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、当該超過額を控除した額」と読み替えて、これらの規定を準用する。ただし、各会計年度において、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金(中間前払金を含む。以下この条において同じ。)の支払いを請求することはできない。

4 契約の変更の取扱い

事業加速円滑化国債は、契約会計年度や中間年度に補正予算が措置される

など追加で予算の執行が可能となった場合の各会計年度における支払限度額、部分払の支払回数等の変更は、以下によるものとする。具体的な契約の変更の例については、別添5「契約書記載例」を参照すること。なお、補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった場合に変更契約を実施することは、入札説明書及び現場説明書において、入札に先立って入札参加者に了知させるものとする。

(1) 各会計年度における支払限度額の変更

補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった場合には、速やかに変更契約を実施し、工事請負契約書第40条第1項に記載の各会計年度における支払限度額を変更するものとする。

(2) 部分払の支払回数の変更

補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった場合には、上記(1)の変更と併せて工事請負契約書第38条第1項に記載の工期中に請求できる部分払の回数及び同第42条第3項に記載の各会計年度に請求できる部分払の回数を変更するものとする。

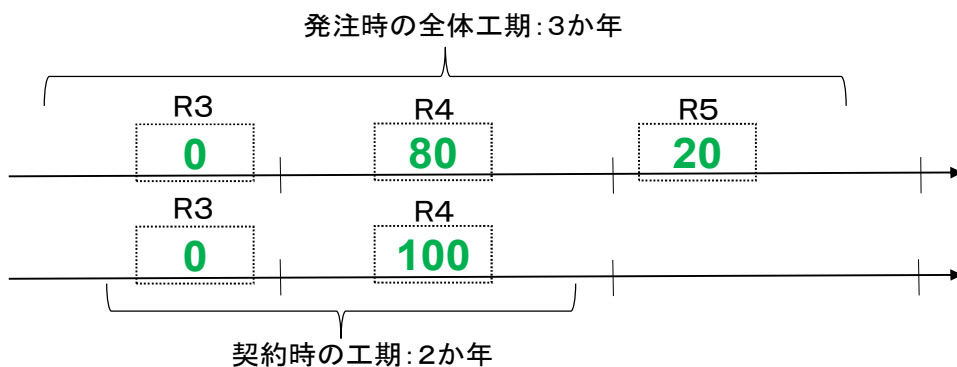
余裕期間制度の活用に関する留意点

国庫債務負担行為に基づく3年度以上にわたる契約について余裕期間制度の方式のうち、受注者の選択により工期の終期が決まる「任意着手方式」又は「フレックス方式」を活用する場合に、全体工期と余裕期間の設定によっては、受注者の工期選定により当初設定していた国債契約の全体工期の期間（年度）及び各会計年度における出来高予定額及び支払限度額が変わる場合も想定されるところである。

この場合、当初設定していた国債契約の全体工期の期間（年度）よりも受注者の選択によって期間（年度）が変わった場合でも支払い等の執行が可能となるよう、期間（年度）が変わる場合における支払条件と各会計年度の出来高予定額及び支払限度額の割合を予め入札説明書等において示しておく必要があるため、発注時に遺漏なきよう取り扱われたい。

なお、国庫債務負担行為については、契約期間の変更に伴う年割額の変更などにも留意しつつ、適切に契約を締結することが可能となるよう設定されたい。

受注者の工期選定により最終年度および出来高・支払の年割が変わる場合の例
(出来高予定額の年割イメージ)



参考 余裕期間制度

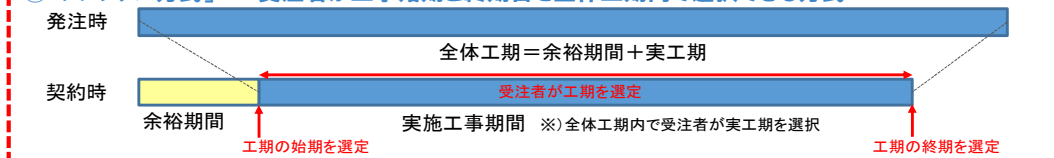
①「発注指定方式」： 余裕期間内で工期の始期を発注者があらかじめ指定する方式



②「任意着手方式」： 受注者が工事開始日を余裕期間内で選択できる方式



③「フレックス方式」： 受注者が工事始期と終期日を全体工期内で選択できる方式



受注者の選定により契約時の工期末が決まる方式

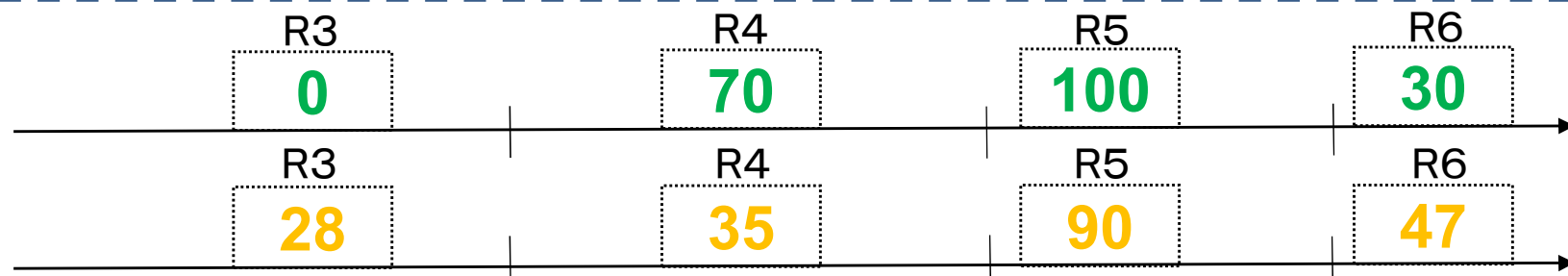
■ 運用例 1 (4か年国債の場合)

【出来高予定額、支出の年割額の例 (4か年国債の場合)】

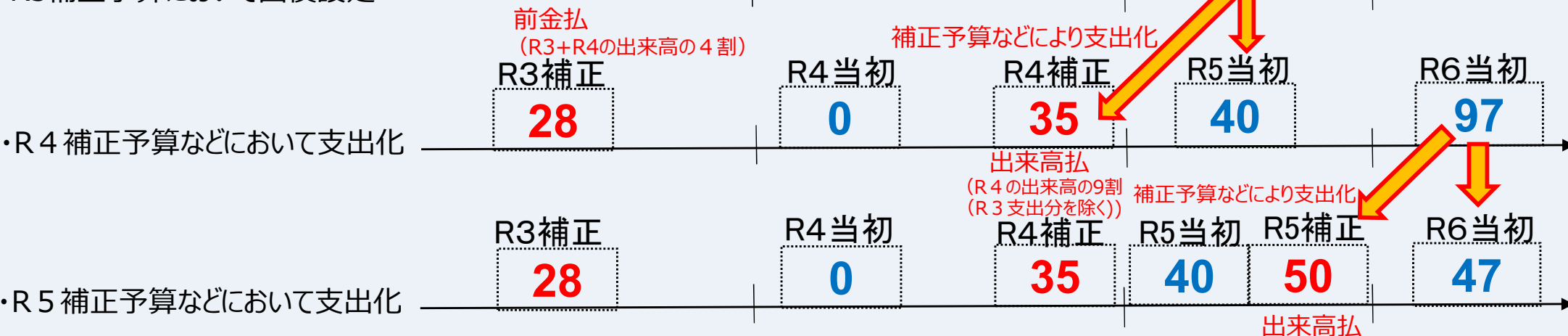
＜前提条件＞

・出来高予定額

・出来高に応じた支出額



・R3補正予算において国債設定



契約会計年度の前金払相当額と前倒し相当額を5か年加速化対策分とみなす。上記の例の場合、 $28+35+50=113$
 通常事業として計上する額は、中間年度の前金払相当額及び最終年度の精算額のみ。上記の例の場合、 $40+47=87$

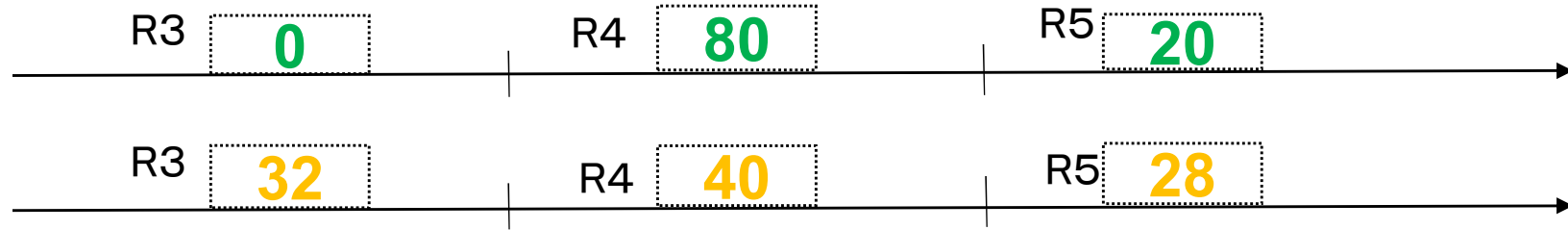
■ 運用例 2 (3か年国債の場合)

【出来高予定額、支出の年割の例 (3か年国債の場合)】

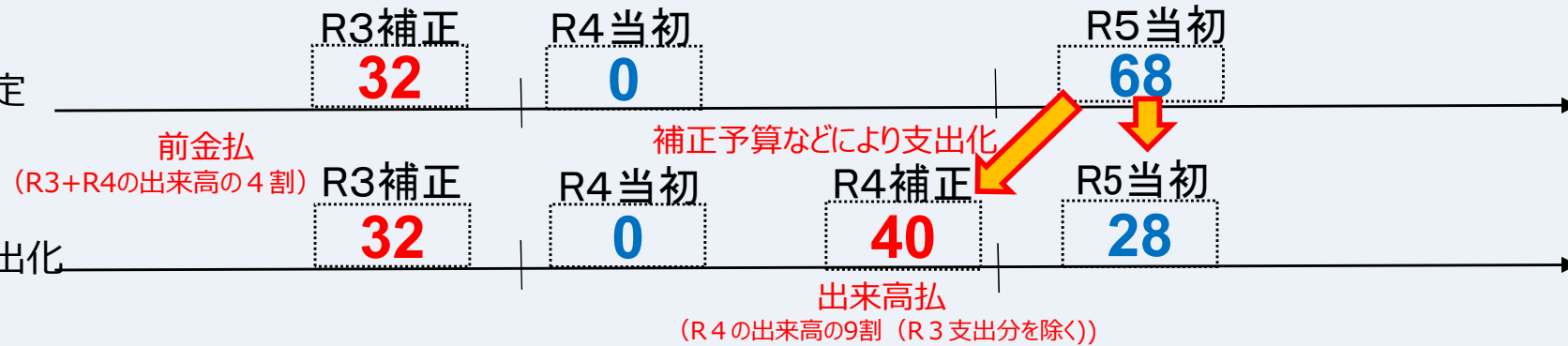
＜前提条件＞

・出来高予定額

・出来高に応じた支出額



・R3補正予算において国債設定



契約会計年度の前金払相当額と前倒し相当額を5か年加速化対策分とみなす。上記の例の場合、 $32+40=72$
 通常事業として計上する額は、最終年度の精算額のみ。上記の例の場合、28

※当初予算によって事業加速円滑化国債を設定する場合の代表的な運用例として、第4四半期に契約、契約会計年度の支払限度額を「0」と設定する運用例を記載しているが、第4四半期より前の契約や契約初年度に予算を計上する運用も可能。その場合、様々な運用例が考えられるが、受注者の資金繰りへの配慮の観点から、当該年度に出来高予定額が設定されている場合、それに対する前金払については、早期に受注者への支払が可能となるよう設定を行うこと。

■ 運用例3（4か年国債の場合）

【出来高予定額、支出の年割の例（4か年国債の場合）】

<前提条件>	R4	R5	R6	R7
・出来高予定額	0	70	100	30
・出来高に応じた支出額	28	35	90	47

	R4当初	R5当初	R6当初	R7当初
・R4当初予算においてゼロ国債設定	0	28	75	97
・R4補正予算などにおいて支出化	28	0	75	97
・R5補正予算などにおいて支出化	28	0	40	97
・R6補正予算などにおいて支出化	28	0	40	47

第4四半期に契約 補正予算により支出化

補正予算で前金払 (R4+R5の出来高の4割)

補正予算などにより支出化

出来高払 (R5の出来高の9割 (R4支出分を除く))

補正予算などにより支出化

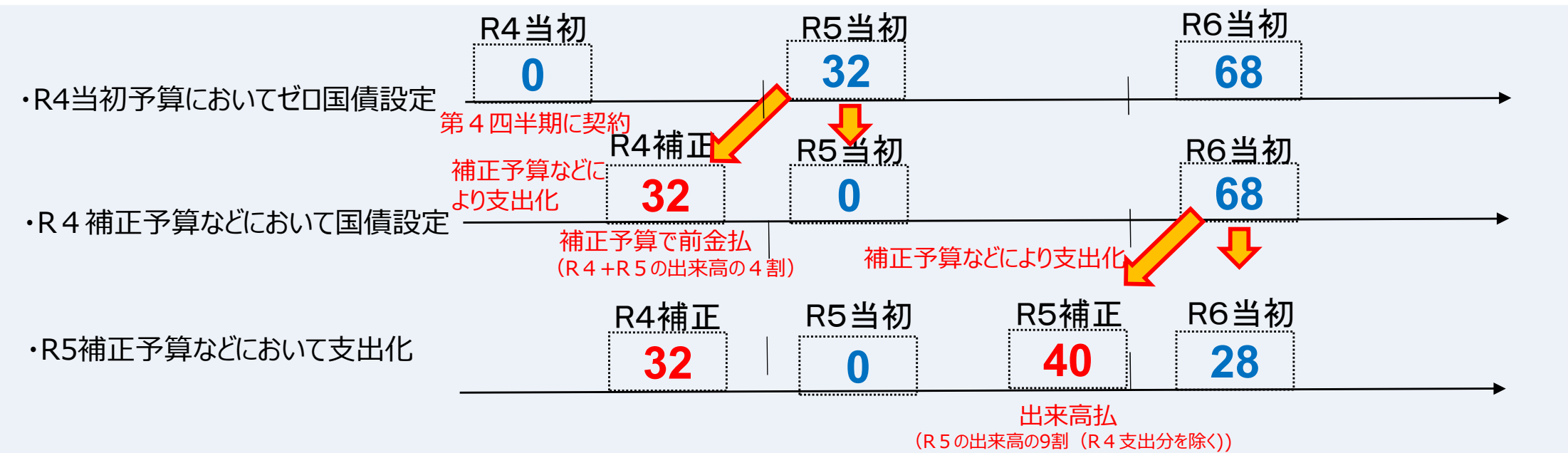
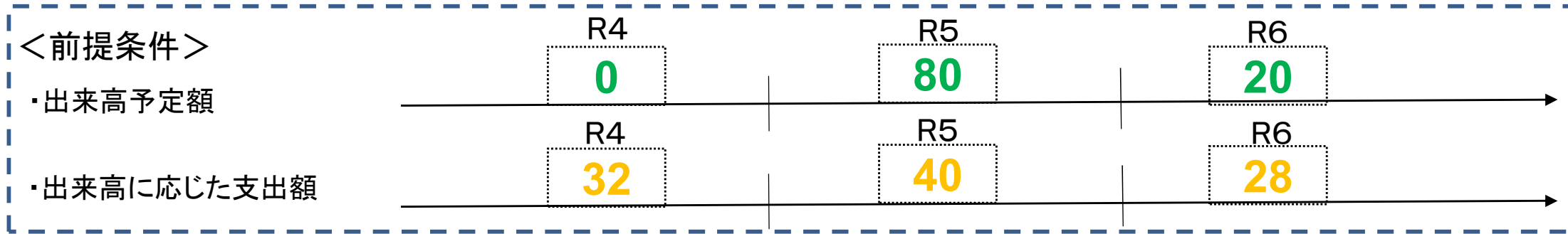
出来高払

前倒し相当額を5か年加速化対策事業分とみなす。上記の例の場合、 $28+35+50=113$

通常事業として計上する額は、中間年度の前金払相当額及び最終年度の精算額のみ。上記の例の場合、 $40+47=87$

■ 運用例 4 (3か年国債の場合)

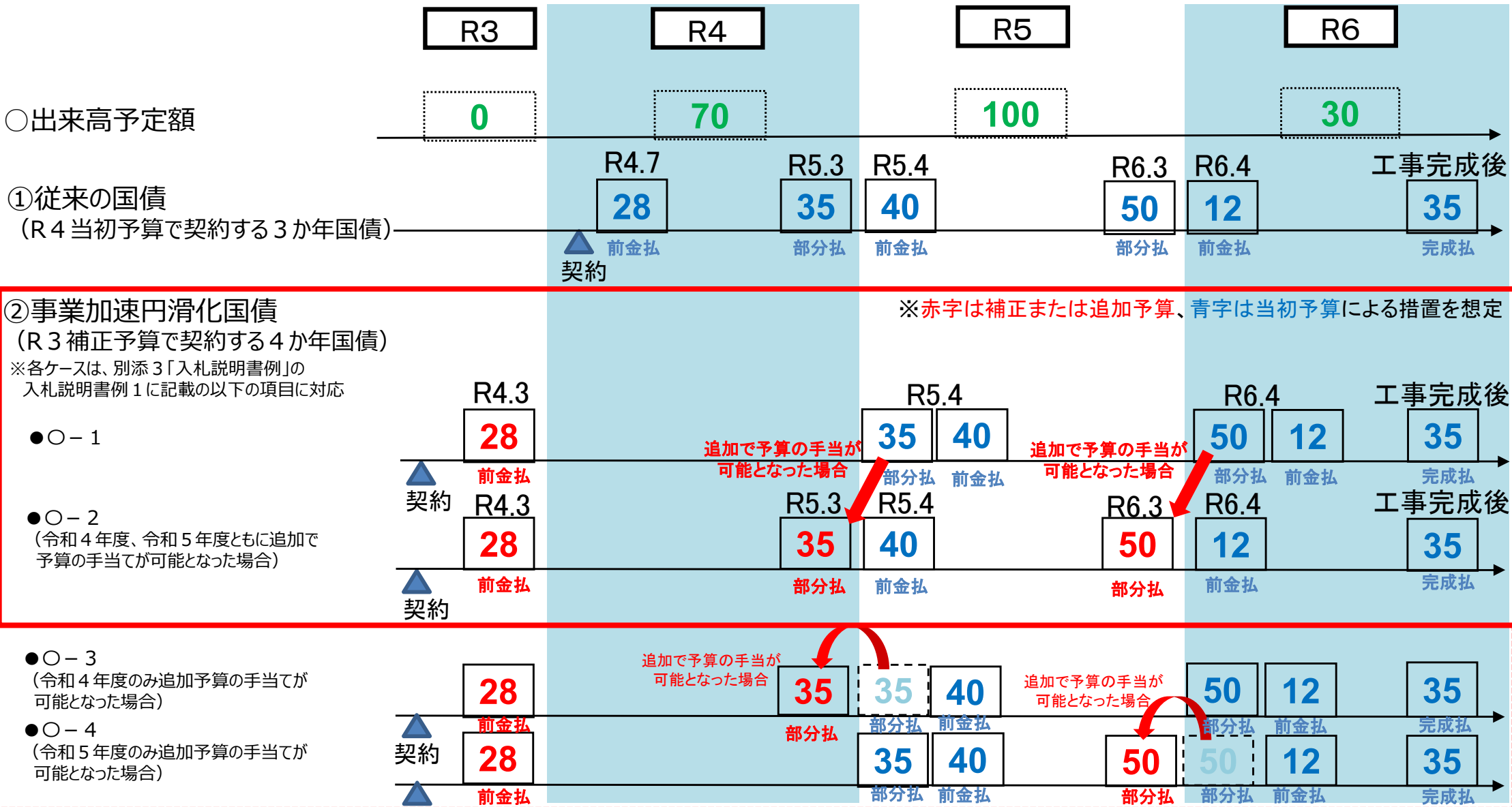
【出来高予定、支出の年割の例 (3か年国債の場合)】



前倒し相当額を5か年加速化対策事業分とみなす。上記の例の場合、 $32+40=72$
通常事業として計上する額は、最終年度の精算額のみ。上記の例の場合、28

○当初契約では2年度目以降の支払いについては、前金払を除き各会計年度の部分払は出来高が上がった翌年度早々に行う予定となるところ、追加予算の手当てが可能となれば、変更契約を実施して部分払を予定より前倒し。

■出来高と支払の例 1 (別添1「事業加速円滑化国債の運用例」の運用例1の場合に対応)



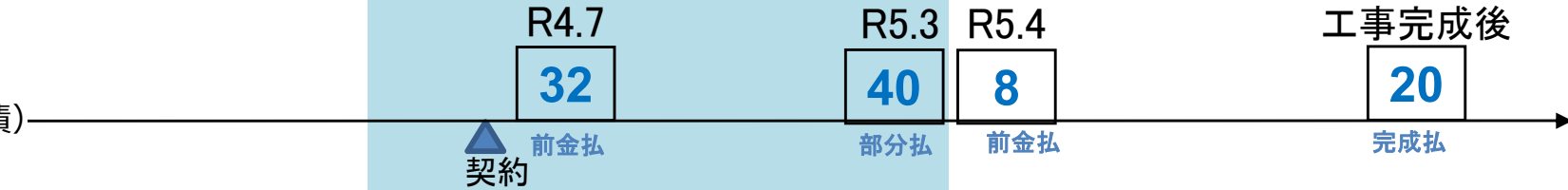
(注) 上記の支払時期については例であり、現場の状況等により変動がある。
また、各年度の出来高に対する部分払や年度当初の前金払については、出納整理期間中の支払い等も想定されるが、便宜的に年度末に請求が想定されるものは3月、年度当初に請求が想定されるものは4月と記載している。

■ 出来高と支払の例 2 (別添 1「事業加速円滑化国債の運用例」の運用例 2 の場合に対応)

○ 出来高予定額



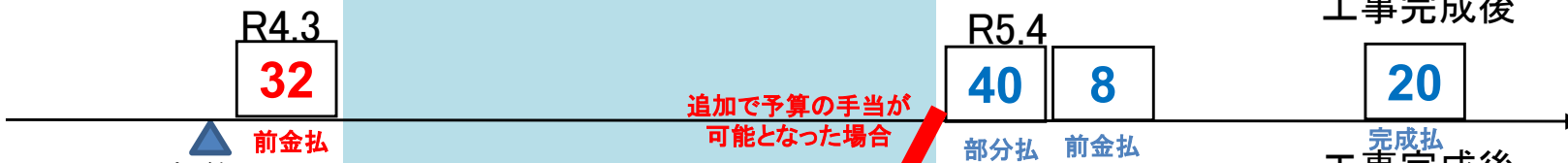
① 従来の国債
(R4 当初予算で契約する 2 か年国債)



② 事業加速円滑化国債
(R3 補正予算で契約する 3 か年国債)

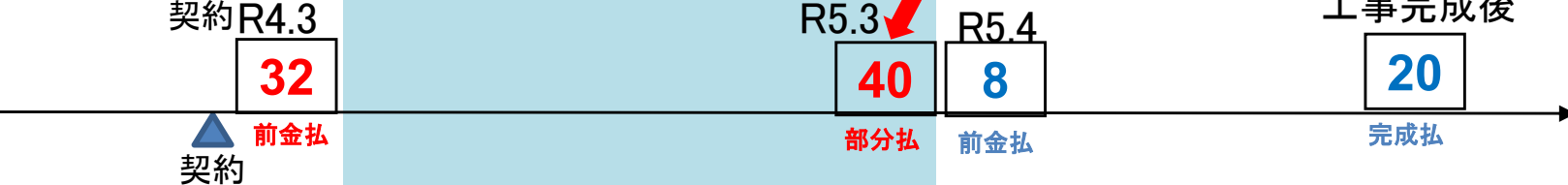
※それぞれのケースは、別添 3「入札説明書例」の入札説明書例 2 に記載の以下の項目に対応

● ○-1



● ○-2

(令和 4 年度に追加で予算の手当てが可能となった場合)

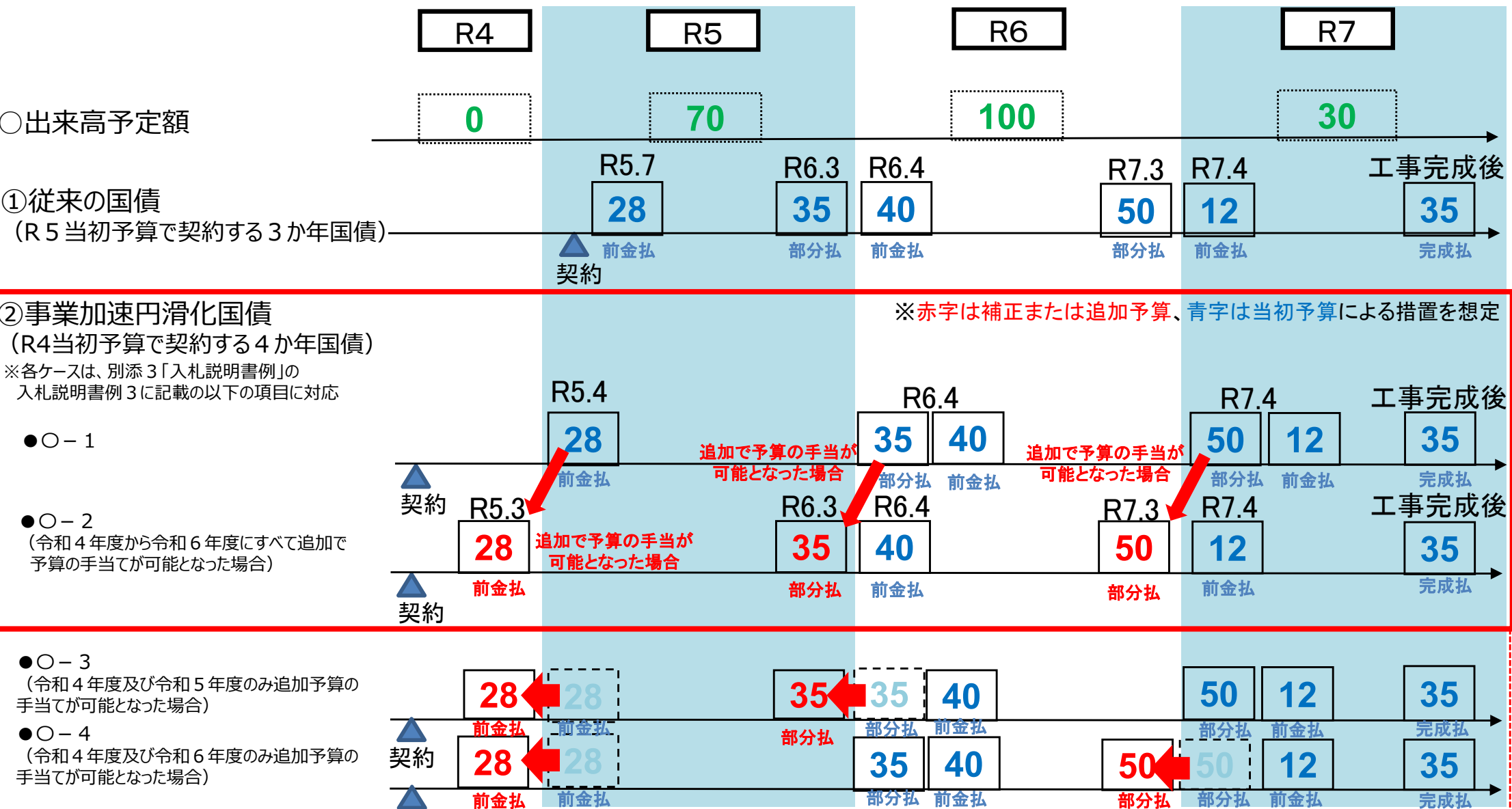


※赤字は補正または追加予算、青字は当初予算による措置を想定

追加で予算の手当てが可能となった場合

(注) 上記の支払時期については例であり、現場の状況等により変動がある。
また、各年度の出来高に対する部分払や年度当初の前金払については、出納整理期間中の支払い等も想定されるが、便宜的に年度末に請求が想定されるものは3月、年度当初に請求が想定されるものは4月と記載している。

■ 出来高と支払の例 3 (別添 1「事業加速円滑化国債の運用例」の運用例 3 の場合に対応)



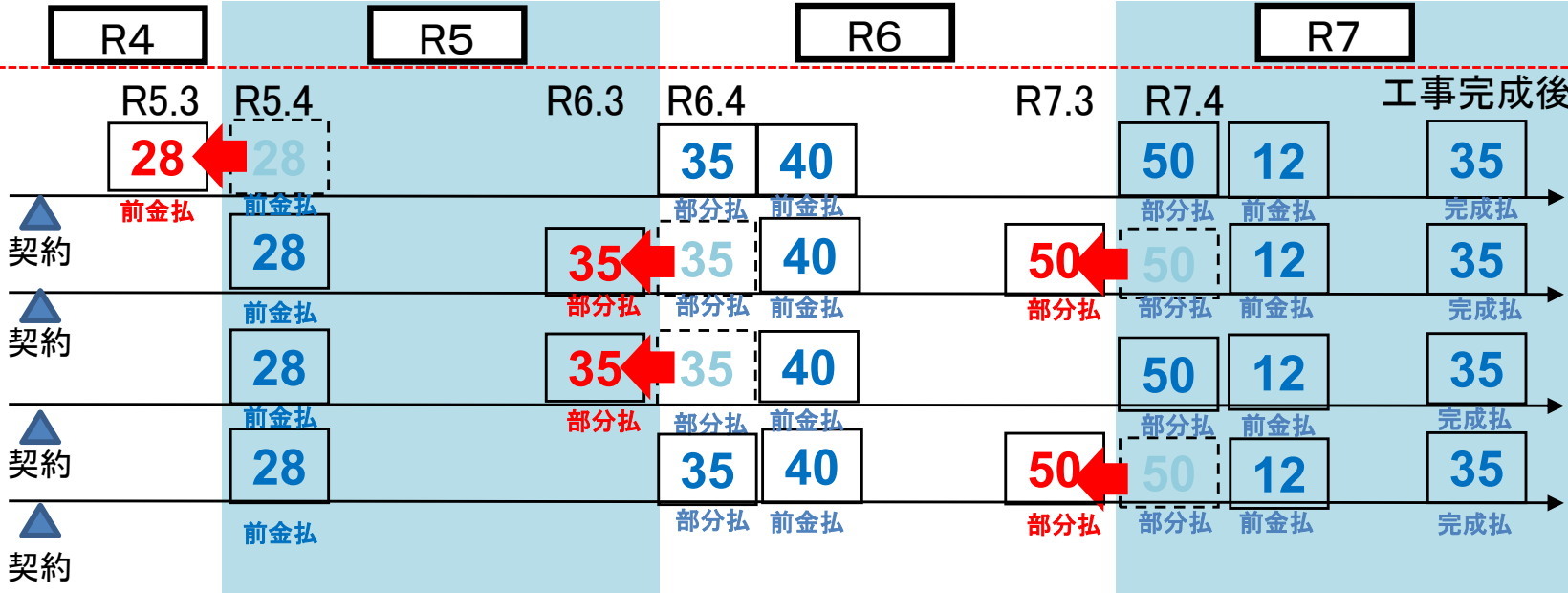
(注) 上記の支払時期については例であり、現場の状況等により変動がある。
 また、各年度の出来高に対する部分払や年度当初の前金払については、出納整理期間中の支払い等も想定されるが、便宜的に年度末に請求が想定されるものは3月、年度当初に請求が想定されるものは4月と記載している。

②事業加速円滑化国債 (R4当初予算で契約する4か年国債)

※赤字は補正または追加予算、青字は当初予算による措置を想定

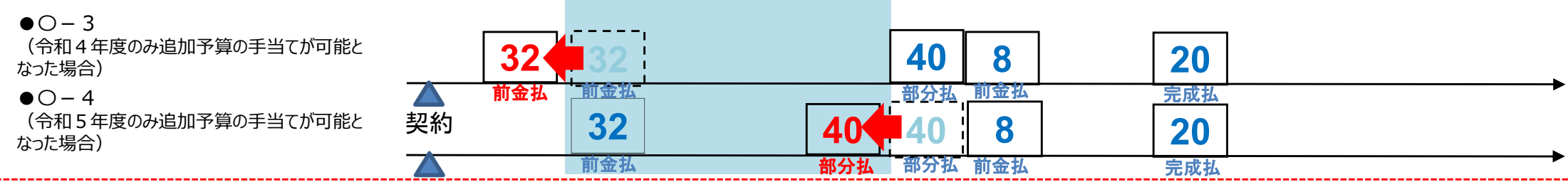
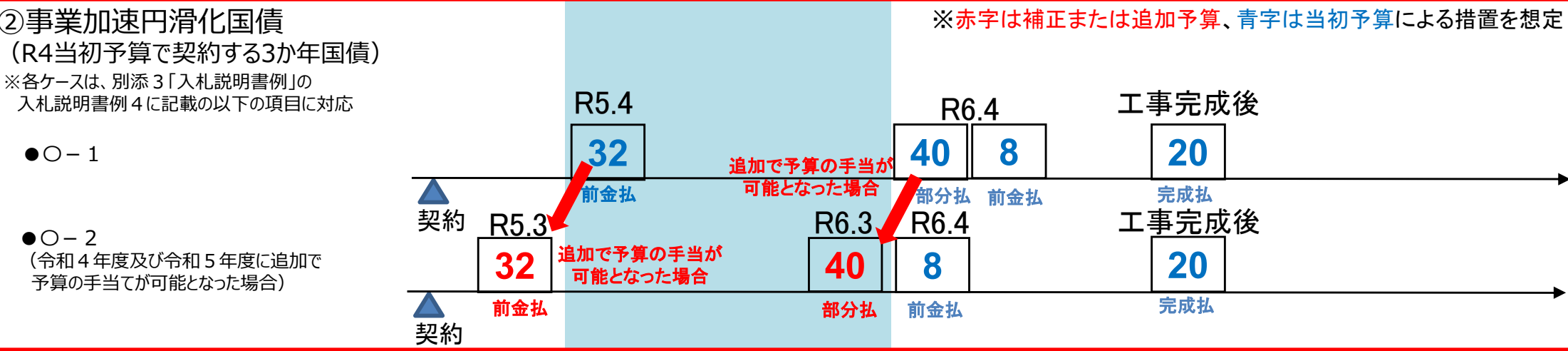
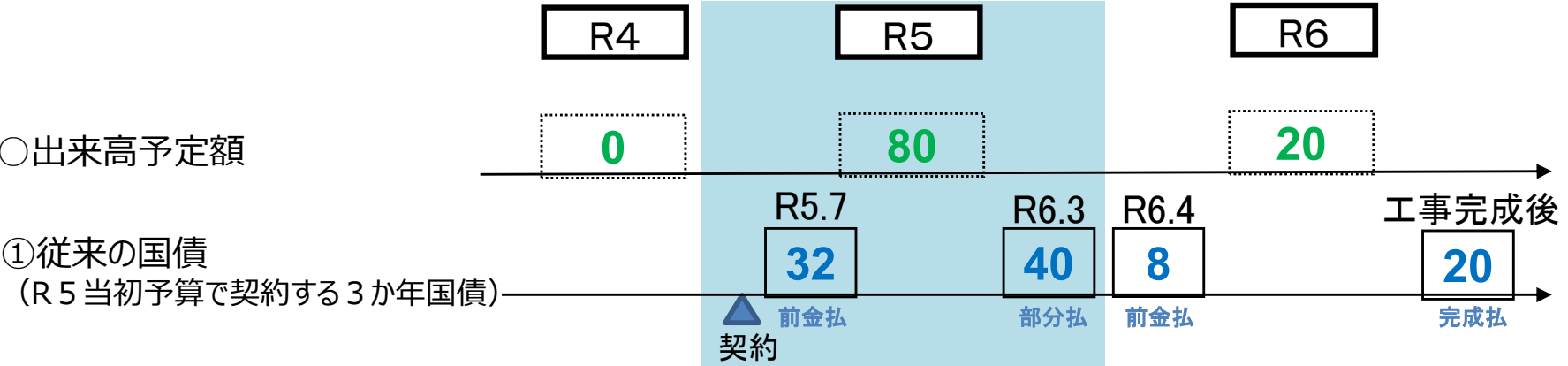
※各ケースは、別添3「入札説明書例」の入札説明書例3に記載の以下の項目に対応

- 5
(令和4年度のみ追加予算の手当てが可能となった場合)
- 6
(令和5年度及び令和6年度のみ追加予算の手当てが可能となった場合)
- 7
(令和5年度のみ追加予算の手当てが可能となった場合)
- 8
(令和6年度のみ追加予算の手当てが可能となった場合)



(注) 上記の支払時期については例であり、現場の状況等により変動がある。
また、各年度の出来高に対する部分払や年度当初の前金払については、出納整理期間中の支払い等も想定されるが、便宜的に年度末に請求が想定されるものは3月、年度当初に請求が想定されるものは4月と記載している。

■ 出来高と支払の例 4 (別添 1「事業加速円滑化国債の運用例」の運用例 4 の場合に対応)



(注) 上記の支払時期については例であり、現場の状況等により変動がある。
また、各年度の出来高に対する部分払や年度当初の前金払については、出納整理期間中の支払い等も想定されるが、便宜的に年度末に請求が想定されるものは3月、年度当初に請求が想定されるものは4月と記載している。

入札説明書例

■入札説明書例1-1（別添1「事業加速円滑化国債の運用例」の運用例1に対応）

：中間前金払を選択しない場合

○-1. 支払条件

年度	前金払	中間前金払	部分払
R3	あり（令和3年度と令和4年度の出来高予定額の合計の40%以内）	なし	なし
R4	なし	なし	なし※
R5	あり	なし	あり（1回）※ 令和4年度出来高に対する部分払
R6	あり	なし	あり（1回）※ 令和5年度出来高に対する部分払 [注]最終年度については、工期に応じて必要な部分払の回数を追加する。

※ ただし、令和4年度及び令和5年度にそれぞれ補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった場合は、追加で執行が可能となった状況に応じて○-2. から○-4. の支払条件とし、契約を変更することにより各会計年度において部分払を請求できる回数を変更するものとする。

○-2. 支払条件（令和4年度及び令和5年度に追加で予算の執行が可能となった場合）

年度	前金払	中間前金払	部分払
R3	あり（令和3年度と令和4年度の出来高予定額の合計の40%以内）	なし	なし
R4	なし	なし	あり（2回）※1 うち1回は年度末部分払
R5	あり	なし	あり（2回）※1※2 うち1回は年度末部分払
R6	あり	なし	なし ※3 [注]最終年度については、工期に応じて必要な部分払の回数を追加する。

※1 ただし、支払請求は補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった時期以降にできるものとする。

※2 ○-1. で令和5年度に予定していた部分払は、令和4年度に補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった時点で前倒しとなる。

※3 ○-1. で令和6年度に予定していた部分払は、令和5年度に補正予算が措置される

など追加で予算の執行が可能となった時点で前倒しとなる。

○－３．支払条件（令和４年度のみ追加で予算の執行が可能となった場合）

年度	前金払	中間前金払	部分払
R 3	あり（令和３年度と令和４年度の出来高予定額の合計の４０％以内）	なし	なし
R 4	なし	なし	あり（２回）※１ うち１回は年度末部分払
R 5	あり	なし	なし※２
R 6	あり	なし	あり（１回） 令和５年度出来高に対する部分払 [注]最終年度については、工期に応じて必要な部分払の回数を追加する。

※１ たゞし、支払請求は補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった時期以降にできるものとする。

※２ ○－１．で令和５年度に予定していた部分払は、令和４年度に補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった時点で前倒しとなる。

○－４．支払条件（令和５年度のみ追加で予算の執行が可能となった場合）

年度	前金払	中間前金払	部分払
R 3	あり（令和３年度と令和４年度の出来高予定額の合計の４０％以内）	なし	なし
R 4	なし	なし	なし
R 5	あり	なし	あり（３回）※１ うち１回は令和４年度出来高に対する部分払 うち１回は年度末部分払
R 6	あり	なし	なし※２ [注]最終年度については、工期に応じて必要な部分払の回数を追加する。

※１ たゞし、○－１．から追加となった２回分の支払請求は補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった時期以降にできるものとする。

※２ ○－１．で令和６年度に予定していた部分払は、令和５年度に補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった時点で前倒しとなる。

■入札説明書例 1 - 2 (別添 1 「事業加速円滑化国債の運用例」の運用例 1 に対応)

: 中間前金払を選択した場合

○- 1. 支払条件

年度	前金払	中間前金払	部分払
R 3	あり (令和 3 年度と令和 4 年度の出来高予定額の合計の 40%以内)	なし	なし
R 4	なし	なし※	なし※
R 5	あり	なし※	あり (1 回) ※ 令和 4 年度出来高に対する部分払
R 6	あり	あり	あり (1 回) ※ 令和 5 年度出来高に対する部分払

※ ただし、令和 4 年度及び令和 5 年度にそれぞれ補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった場合は、追加で執行が可能となった状況に応じて○- 2. から○- 4. の支払条件とし、契約を変更することにより各会計年度における中間前金払の有無及び部分払を請求できる回数を変更するものとする。

○- 2. 支払条件 (令和 4 年度及び令和 5 年度に追加で予算の執行が可能となった場合)

年度	前金払	中間前金払	部分払
R 3	あり (令和 3 年度と令和 4 年度の出来高予定額の合計の 40%以内)	なし	なし
R 4	なし	あり※ 1	あり (1 回) ※ 1 年度末部分払
R 5	あり	あり※ 1	あり (1 回) ※ 1 ※ 2 年度末部分払
R 6	あり	あり	なし ※ 3

※ 1 ただし、支払請求は補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった時期以降にできるものとする。

※ 2 ○- 1. で令和 5 年度に予定していた部分払は、令和 4 年度に補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった時点で前倒しとなる。

※ 3 ○- 1. で令和 6 年度に予定していた部分払は、令和 5 年度に補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった時点で前倒しとなる。

○－３．支払条件（令和４年度のみ追加で予算の執行が可能となった場合）

年度	前金払	中間前金払	部分払
R 3	あり（令和３年度と令和４年度の出来高予定額の合計の４０％以内）	なし	なし
R 4	なし	あり※１	あり（１回）※１ 年度末部分払
R 5	あり	なし	なし※２
R 6	あり	あり	あり（１回） 令和５年度出来高に対する部分払

※１ ただし、支払請求は補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった時期以降にできるものとする。

※２ ○－１．で令和５年度に予定していた部分払は、令和４年度に補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった時点で前倒しとなる。

○－４．支払条件（令和５年度のみ追加で予算の執行が可能となった場合）

年度	前金払	中間前金払	部分払
R 3	あり（令和３年度と令和４年度の出来高予定額の合計の４０％以内）	なし	なし
R 4	なし	なし	なし
R 5	あり	あり※１	あり（２回）※２ うち１回は令和４年度出来高に対する部分払 うち１回は年度末部分払
R 6	あり	あり	なし※３

※１ ただし、支払請求は補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった時期以降にできるものとする。

※２ ただし、○－１．から追加となった部分払の支払請求は補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった時期以降にできるものとする。

※３ ○－１．で令和６年度に予定していた部分払は、令和５年度に補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった時点で前倒しとなる。

■入札説明書例 2 - 1 (別添 1 「事業加速円滑化国債の運用例」の運用例 2 に対応)

: 中間前金払を選択しない場合

○- 1. 支払条件

年度	前金払	中間前金払	部分払
R 3	あり (令和 3 年度と令和 4 年度の出来高予定額の合計の 40%以内)	なし	なし
R 4	なし	なし	なし※
R 5	あり	なし	あり (1回) ※ 令和 4 年度出来高に対する部分払 [注]最終年度については、工期に応じて必要な部分払の回数を追加する。

※ ただし、令和 4 年度に補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった場合は、○- 2. の支払条件とし、契約を変更することにより各会計年度における部分払を請求できる回数を変更するものとする。

○- 2. 支払条件 (令和 4 年度に追加で予算の執行が可能となった場合)

年度	前金払	中間前金払	部分払
R 3	あり (令和 3 年度と令和 4 年度の出来高予定額の合計の 40%以内)	なし	なし
R 4	なし	なし	あり (2回) ※1 うち 1 回は年度末部分払
R 5	あり	なし	なし※2 [注]最終年度については、工期に応じて必要な部分払の回数を追加する。

※1 ただし、支払請求は補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった時期以降にできるものとする。

※2 ○- 1. で令和 5 年度に予定していた部分払は、令和 4 年度に補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった時点で前倒しとなる。

■入札説明書例 2 - 2 (別添 1 「事業加速円滑化国債の運用例」の運用例 2 に対応)
 : 中間前金払を選択した場合

○- 1. 支払条件

年度	前金払	中間前金払	部分払
R 3	あり (令和 3 年度と令和 4 年度の出来高予定額の合計の 40%以内)	なし	なし
R 4	なし	なし※	なし※
R 5	あり	あり	あり (1 回) ※ 令和 4 年度出来高に対する部分払

※ ただし、令和 4 年度に補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった場合は、○- 2. の支払条件とし、契約を変更することにより各会計年度における中間前金払及び部分払を請求できる回数を変更するものとする。

○- 2. 支払条件 (令和 4 年度に追加で予算の執行が可能となった場合)

年度	前金払	中間前金払	部分払
R 3	あり (令和 3 年度と令和 4 年度の出来高予定額の合計の 40%以内)	なし	なし
R 4	なし	あり※ 1	あり (1 回) ※ 1 年度末部分払
R 5	あり	あり	なし※ 2

※ 1 ただし、支払請求は補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった時期以降にできるものとする。

※ 2 ○- 1. で令和 5 年度に予定していた部分払は、令和 4 年度に補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった時点で前倒しとなる。

■入札説明書例3-1（別添1「事業加速円滑化国債の運用例」の運用例3に対応）

：中間前金払を選択しない場合

○-1. 支払条件

年度	前金払	中間前金払	部分払
R4	なし※	なし	なし
R5	有り※	なし	なし※
R6	有り	なし	有り（1回）※ 令和5年度出来高に対する 部分払として
R7	有り	なし	有り（1回）※ 令和6年度出来高に対する 部分払として [注]最終年度については、工期に応じ て必要な部分払の回数を追加する。

※ ただし、令和4年度から令和6年度にそれぞれ補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった場合は、追加で執行が可能となった状況に応じて○-2から○-8の支払条件とし、契約を変更することにより各会計年度における前金払の有無及び部分払を請求できる回数を変更するものとする。

○-2. 支払条件（令和4年度から令和6年度すべて追加で予算の執行が可能となった場合）

年度	前金払	中間前金払	部分払
R4	有り（令和4年度と令和5年度の出来高予定額の合計の40%以内）※1	なし	なし
R5	なし※2	なし	有り（2回）※1 うち1回は年度末部分払
R6	有り	なし	有り（2回）※1、※3 うち1回は年度末部分払
R7	有り	なし	なし ※4 [注]最終年度については、工期に応じ て必要な部分払の回数を追加する。

※1 ただし、支払請求は補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった後にできるものとする。

※2 ○-1で令和5年度に予定していた前金払は、令和4年度に補正予算が措置されるな

ど追加で予算の執行が可能となった時点で前倒しとなる。

※3 ○ー1で令和6年度に予定していた部分払は、令和5年度に補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった時点で前倒しとなる。

※4 ○ー1で令和7年度に予定していた部分払は、令和6年度に補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった時点で前倒しとなる。

○ー3. 支払条件（令和4年度及び令和5年度に追加で予算の執行が可能となった場合）

年度	前金払	中間前金払	部分払
R 4	有り（令和4年度と令和5年度の出来高予定額の合計の40%以内）※1	なし	なし
R 5	なし※2	なし	有り（2回）※1 うち1回は年度末部分払
R 6	有り	なし	なし※3
R 7	有り	なし	有り（1回） 令和6年度出来高に対する部分払として [注]最終年度については、工期に応じて必要な部分払の回数を追加する。

※1 ただし、支払請求は補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった後にできるものとする。

※2 ○ー1で令和5年度に予定していた前金払は、令和4年度に補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった時点で前倒しとなる。

※3 ○ー1で令和6年度に予定していた部分払は、令和5年度に補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった時点で前倒しとなる。

○ー4. 支払条件（令和4年度及び令和6年度に追加で予算の執行が可能となった場合）

年度	前金払	中間前金払	部分払
R 4	有り（令和4年度と令和5年度の出来高予定額の合計の40%以内）※1	なし	なし
R 5	なし※2	なし	なし
R 6	有り	なし	有り（3回）※3 うち1回は令和5年度出来高に対する部分払として うち1回は年度末部分払

R 7	有り	なし	なし※4 [注]最終年度については、工期に応じて必要な部分払の回数を追加する。
-----	----	----	--

※1 ただし、支払請求は補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった後にできるものとする。

※2 ○-1で令和5年度に予定していた前金払は、令和4年度に補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった時点で前倒しとなる。

※3 ただし、○-1から追加となった2回分の支払請求は補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった後にできるものとする。

※4 ○-1で令和7年度に予定していた部分払は、令和6年度に補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった時点で前倒しとなる。

○-5. 支払条件（令和4年度のみ追加で予算の執行が可能となった場合）

年度	前金払	中間前金払	部分払
R 4	有り（令和4年度と令和5年度の出来高予定額の合計の40%以内）※1	なし	なし
R 5	なし※2	なし	なし
R 6	有り	なし	有り（1回） 令和5年度出来高に対する部分払として
R 7	有り	なし	有り（1回） 令和6年度出来高に対する部分払として [注]最終年度については、工期に応じて必要な部分払の回数を追加する。

※1 ただし、支払請求は補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった後にできるものとする。

※2 ○-1で令和5年度に予定していた前金払は、令和4年度に補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった時点で前倒しとなる。

○-6. 支払条件（令和5年度及び令和6年度に追加で予算の執行が可能となった場合）

年度	前金払	中間前金払	部分払
R 4	なし	なし	なし
R 5	有り	なし	有り（2回）※1 うち1回は年度末部分払

R 6	有り	なし	有り（2回）※1※2 うち1回は年度末部分払
R 7	有り	なし	なし※3 [注]最終年度については、工期に応じて必要な部分払の回数を追加する。

※1 ただし、支払請求は補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった後にできるものとする。

※2 ○-1で令和6年度に予定していた部分払は、令和5年度に補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった時点で前倒しとなる。

※3 ○-1で令和7年度に予定していた部分払は、令和6年度に補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった時点で前倒しとなる。

○-7. 支払条件（令和5年度のみ追加で予算の執行が可能となった場合）

年度	前金払	中間前金払	部分払
R 4	なし	なし	なし
R 5	有り	なし	有り（2回）※1 うち1回は年度末部分払
R 6	有り	なし	なし※2
R 7	有り	なし	有り（1回） 令和6年度出来高に対する 部分払として [注]最終年度については、工期に応じて必要な部分払の回数を追加する。

※1 ただし、支払請求は補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった後にできるものとする。

※2 ○-1で令和6年度に予定していた部分払は、令和5年度に補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった時点で前倒しとなる。

○-8. 支払条件（令和6年度のみ追加で予算の執行が可能となった場合）

年度	前金払	中間前金払	部分払
R 4	なし	なし	なし
R 5	有り	なし	なし
R 6	有り	なし	有り（3回）※1 うち1回は令和5年度出来

			高に対する部分払として うち1回は年度末部分払
R 7	有り	なし	なし※2 [注]最終年度については、工期に応じて必要な部分払の回数を追加する。

※1 ただし、〇-1から追加となった2回分の支払請求は補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった後にできるものとする。

※2 〇-1で令和7年度に予定していた部分払は、令和6年度に補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった時点で前倒しとなる。

■入札説明書例3-2（別添1「事業加速円滑化国債の運用例」の運用例3に対応）

：中間前金払を選択した場合

○-1. 支払条件

年度	前金払	中間前金払	部分払
R4	なし※	なし	なし
R5	有り※	なし※	なし※
R6	有り	なし※	有り（1回）※ 令和5年度出来高に対する 部分払として
R7	有り	有り	有り（1回）※ 令和6年度出来高に対する 部分払として

※ ただし、令和4年度から令和6年度にそれぞれ補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった場合は、追加で執行が可能となった状況に応じて○-2から○-8の支払条件とし、契約を変更することにより各会計年度における（中間）前金払の有無及び部分払を請求できる回数を変更するものとする。

○-2. 支払条件（令和4年度から令和6年度すべて追加で予算の執行が可能となった場合）

年度	前金払	中間前金払	部分払
R4	有り（令和4年度と令和5年度の出来高予定額の合計の40%以内）※1	なし	なし
R5	なし※2	有り※1	有り（1回）※1 年度末部分払
R6	有り	有り※1	有り（1回）※1、※3 年度末部分払
R7	有り	有り	なし※4

※1 ただし、支払請求は補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった後にできるものとする。

※2 ○-1で令和5年度に予定していた前金払は、令和4年度に補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった時点で前倒しとなる。

※3 ○-1で令和6年度に予定していた部分払は、令和5年度に補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった時点で前倒しとなる。

※4 ○-1で令和7年度に予定していた部分払は、令和6年度に補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった時点で前倒しとなる。

○ー 3. 支払条件（令和4年度及び令和5年度に追加で予算の執行が可能となった場合）

年度	前金払	中間前金払	部分払
R 4	有り（令和4年度と令和5年度の出来高予定額の合計の40%以内）※1	なし	なし
R 5	なし※2	有り※1	有り（1回）※1 年度末部分払
R 6	有り	なし	なし※3
R 7	有り	有り	有り（1回） 令和6年度出来高に対する部分払として

※1 ただし、支払請求は補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった後にできるものとする。

※2 ○ー1で令和5年度に予定していた前金払は、令和4年度に補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった時点で前倒しとなる。

※3 ○ー1で令和6年度に予定していた部分払は、令和5年度に補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった時点で前倒しとなる。

○ー 4. 支払条件（令和4年度及び令和6年度に追加で予算の執行が可能となった場合）

年度	前金払	中間前金払	部分払
R 4	有り（令和4年度と令和5年度の出来高予定額の合計の40%以内）※1	なし	なし
R 5	なし※2	なし	なし
R 6	有り	有り※1	有り（2回）※3 うち1回は令和5年度出来高に対する部分払として うち1回は年度末部分払
R 7	有り	有り	なし※4

※1 ただし、支払請求は補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった後にできるものとする。

※2 ○ー1で令和5年度に予定していた前金払は、令和4年度に補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった時点で前倒しとなる。

※3 ただし、○-1から追加となった部分払の支払請求は補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった後にできるものとする。

※4 ○-1で令和7年度に予定していた部分払は、令和6年度に補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった時点で前倒しとなる。

○-5. 支払条件（令和4年度のみ追加で予算の執行が可能となった場合）

年度	前金払	中間前金払	部分払
R4	有り（令和4年度と令和5年度の出来高予定額の合計の40%以内）※1	なし	なし
R5	なし※2	なし	なし
R6	有り	なし	有り（1回） 令和5年度出来高に対する部分払として
R7	有り	有り	有り（1回） 令和6年度出来高に対する部分払として

※1 ただし、支払請求は補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった後にできるものとする。

※2 ○-1で令和5年度に予定していた前金払は、令和4年度に補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった時点で前倒しとなる。

○-6. 支払条件（令和5年度及び令和6年度に追加で予算の執行が可能となった場合）

年度	前金払	中間前金払	部分払
R4	なし	なし	なし
R5	有り	有り※1	有り（1回）※1 年度末部分払
R6	有り	有り※1	有り（1回）※1※2 年度末部分払
R7	有り	有り	なし※3

※1 ただし、支払請求は補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった後にできるものとする。

※2 ○-1で令和6年度に予定していた部分払は、令和5年度に補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった時点で前倒しとなる。

※3 ○-1で令和7年度に予定していた部分払は、令和6年度に補正予算が措置されるな

ど追加で予算の執行が可能となった時点で前倒しとなる。

○ー 7. 支払条件（令和5年度のみ追加で予算の執行が可能となった場合）

年度	前金払	中間前金払	部分払
R 4	なし	なし	なし
R 5	有り	有り※1	有り（1回）※1 年度末部分払
R 6	有り	なし	なし※2
R 7	有り	有り	有り（1回） 令和6年度出来高に対する 部分払として

※1 ただし、支払請求は補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった後にできるものとする。

※2 ○ー1で令和6年度に予定していた部分払は、令和5年度に補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった時点で前倒しとなる。

○ー 8. 支払条件（令和6年度のみ追加で予算の執行が可能となった場合）

年度	前金払	中間前金払	部分払
R 4	なし	なし	なし
R 5	有り	なし	なし
R 6	有り	有り※1	有り（2回）※2 うち1回は令和5年度出来 高に対する部分払として うち1回は年度末部分払
R 7	有り	有り	なし※3

※1 ただし、支払請求は補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった後にできるものとする。

※2 ただし、○ー1から追加となった部分払の支払請求は補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった後にできるものとする。

※3 ○ー1で令和7年度に予定していた部分払は、令和6年度に補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった時点で前倒しとなる。

■入札説明書例4-1（別添1「事業加速円滑化国債の運用例」の運用例4に対応）

：中間前金払を選択しない場合

○-1. 支払条件

年度	前金払	中間前金払	部分払
R4	なし※	なし	なし
R5	有り※	なし	なし※
R6	有り	なし	有り（1回）※ 令和5年度出来高に対する 部分払として [注]最終年度については、工期に応じ て必要な部分払の回数を追加する。

※ ただし、令和4年度及び令和5年度にそれぞれ補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった場合は、○-2～○-4の支払条件とし、契約を変更することにより各会計年度における前金払の有無又は部分払を請求できる回数を変更するものとする。

○-2. 支払条件（令和4年度及び令和5年度に追加で予算の執行が可能となった場合）

年度	前金払	中間前金払	部分払
R4	有り（令和4年度と令和5年度の出来高予定額の合計の40%以内）※1	なし	なし
R5	なし※2	なし	有り（2回）※1 うち1回は年度末部分払
R6	有り	なし	なし※3 [注]最終年度については、工期に応じ て必要な部分払の回数を追加する。

※1 ただし、支払請求は補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった後にできるものとする。

※2 ○-1で令和5年度に予定していた前金払は、令和4年度に補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった時点で前倒しとなる。

※3 ○-1で令和6年度に予定していた部分払は、令和5年度に補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった時点で前倒しとなる。

○-3. 支払条件（令和4年度のみ追加で予算の執行が可能となった場合）

年度	前金払	中間前金払	部分払
R4	有り（令和4年度と令和5	なし	なし

	年度の出来高予定額の合計の40%以内) ※1		
R5	なし※2	なし	なし
R6	有り	なし	有り(1回) 令和5年度出来高に対する部分払として [注]最終年度については、工期に応じて必要な部分払の回数を追加する。

※1 ただし、支払請求は補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった後にできるものとする。

※2 ○-1で令和5年度に予定していた前金払は、令和4年度に補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった時点で前倒しとなる。

○-4. 支払条件(令和5年度のみ追加で予算の執行が可能となった場合)

年度	前金払	中間前金払	部分払
R4	なし	なし	なし
R5	有り	なし	有り(2回) ※1 うち1回は年度末部分払
R6	有り	なし	なし※2 [注]最終年度については、工期に応じて必要な部分払の回数を追加する。

※1 ただし、支払請求は補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった後にできるものとする。

※2 ○-1で令和6年度に予定していた部分払は、令和5年度に補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった時点で前倒しとなる。

■入札説明書例 4 - 2 (別添 1 「事業加速円滑化国債の運用例」の運用例 4 に対応)

: 中間前金払を選択した場合

○- 1. 支払条件

年度	前金払	中間前金払	部分払
R 4	なし※	なし	なし
R 5	有り※	なし※	なし※
R 6	有り	有り	有り (1回) ※ 令和 5 年度出来高に対する 部分払として

※ ただし、令和 4 年度及び令和 5 年度にそれぞれ補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった場合は、○- 2 ~ ○- 4 の支払条件とし、契約を変更することにより各会計年度における (中間) 前金払の有無又は部分払を請求できる回数を変更するものとする。

○- 2. 支払条件 (令和 4 年度及び令和 5 年度に追加で予算の執行が可能となった場合)

年度	前金払	中間前金払	部分払
R 4	有り (令和 4 年度と令和 5 年度の出来高予定額の合計の 40%以内) ※ 1	なし	なし
R 5	なし※ 2	有り※ 1	有り (1回) ※ 1 年度末部分払
R 6	有り	有り	なし※ 3

※ 1 ただし、支払請求は補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった後にできるものとする。

※ 2 ○- 1 で令和 5 年度に予定していた前金払は、令和 4 年度に補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった時点で前倒しとなる。

※ 3 ○- 1 で令和 6 年度に予定していた部分払は、令和 5 年度に補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった時点で前倒しとなる。

○- 3. 支払条件 (令和 4 年度のみ追加で予算の執行が可能となった場合)

年度	前金払	中間前金払	部分払
R 4	有り (令和 4 年度と令和 5 年度の出来高予定額の合計の 40%以内) ※ 1	なし	なし
R 5	なし※ 2	なし	なし

R 6	有り	有り	有り（1回） 令和5年度出来高に対する 部分払として
-----	----	----	----------------------------------

※1 ただし、支払請求は補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった後にできるものとする。

※2 ○ー1で令和5年度に予定していた前金払は、令和4年度に補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった時点で前倒しとなる。

○ー4. 支払条件（令和5年度のみ追加で予算の執行が可能となった場合）

年度	前金払	中間前金払	部分払
R 4	なし	なし	なし
R 5	有り	有り※1	有り（1回）※2 年度末部分払
R 6	有り	有り	なし※3

※1 ただし、支払請求は補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった後にできるものとする。

※2 ただし、○ー1から追加となった部分払の支払請求は補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった後にできるものとする。

※3 ○ー1で令和6年度に予定していた部分払は、令和5年度に補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった時点で前倒しとなる。

現場説明書例

■現場説明書例 1（別添 1「事業加速円滑化国債の運用例」の運用例 1 に対応）

第 40 条関係

各会計年度における請負代金額の支払限度額の割合及び出来高予定額の割合は、次のとおりとする。

年度	支払限度額の割合※	出来高予定額の割合
令和 3 年度	14.0%	0%
令和 4 年度	0%	35%
令和 5 年度	37.5%	50%
令和 6 年度	48.5%	15%

※令和 4 年度及び令和 5 年度にそれぞれ補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった場合は、状況に応じて下表①～③のように各会計年度の支払限度額の割合を変更し、契約を変更することにより、各会計年度における支払限度額を変更するものとする。ただし、下表①～③は、追加で執行可能となった予算額により各年度の出来高予定額の 9 割まで措置された場合の割合であり、追加の予算額によっては、下表①～③の割合と異なる場合がある。

年度	支払限度額の割合		
	①令和 4 年度及び令和 5 年度に追加で予算の執行が可能となった場合	②令和 4 年度のみ追加で予算の執行が可能となった場合	③令和 5 年度のみ追加で予算の執行が可能となった場合
令和 3 年度	14.0%	14.0%	14.0%
令和 4 年度	17.5%	17.5%	0%
令和 5 年度	45.0%	20.0%	62.5%
令和 6 年度	23.5%	48.5%	23.5%

■現場説明書例 2（別添 1 「事業加速円滑化国債の運用例」の運用例 2 に対応）

第 40 条関係

各会計年度における請負代金額の支払限度額の割合及び出来高予定額の割合は、次のとおりとする。

年度	支払限度額の割合※	出来高予定額の割合
令和 3 年度	32%	0%
令和 4 年度	0%	80%
令和 5 年度	68%	20%

※令和 4 年度に補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった場合は、下表のように各会計年度の支払限度額の割合を変更し、契約を変更することにより、各会計年度における支払限度額を変更するものとする。ただし、下表は、追加で執行可能となった予算額により令和 4 年度の出来高予定額の 9 割まで措置された場合の割合であり、追加の予算額によっては、下表の割合と異なる場合がある。

年度	支払限度額の割合
令和 3 年度	32%
令和 4 年度	40%
令和 5 年度	28%

■現場説明書例3（別添1「事業加速円滑化国債の運用例」の運用例3に対応）

第40条関係

各会計年度における請負代金額の支払限度額の割合及び出来高予定額の割合は、次のとおりとする。

年度	支払限度額の割合※	出来高予定額の割合
令和4年度	0%	0%
令和5年度	14.0%	35%
令和6年度	37.5%	50%
令和7年度	48.5%	15%

※令和4年度から令和6年度にそれぞれ補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった場合は、状況に応じて下表①～⑦のように各会計年度の支払限度額の割合を変更し、契約を変更することにより、各会計年度における支払限度額を変更するものとする。ただし、下表①～⑦は、追加で執行可能となった予算額により各年度の出来高予定額の9割まで措置された場合（令和4年度は令和4年度と令和5年度の出来高予定額の合計の4割まで措置された場合）の割合であり、追加の予算額によっては、下表①～⑦の割合と異なる場合がある。

年度	支払限度額の割合		
	①令和4年度から令和6年度に追加で予算の執行が可能となった場合	②令和4年度及び令和5年度に追加で予算の執行が可能となった場合	③令和4年度及び令和6年度に追加で予算の執行が可能となった場合
令和4年度	14.0%	14.0%	14.0%
令和5年度	17.5%	17.5%	0%
令和6年度	45.0%	20.0%	62.5%
令和7年度	23.5%	48.5%	23.5%

年度	支払限度額の割合		
	④令和4年度のみ追加で予算の執行が可能となった場合	⑤令和5年度及び令和6年度に追加で予算の執行が可能となった場合	⑥令和5年度のみ追加で予算の執行が可能となった場合
令和4年度	14.0%	0%	0%
令和5年度	0%	31.5%	31.5%
令和6年度	37.5%	45.0%	20.0%
令和7年度	48.5%	23.5%	48.5%

年度	支払限度額の割合
	⑦令和6年度のみ追加で予算の執行が可能となった場合
令和4年度	0%
令和5年度	14.0%
令和6年度	62.5%
令和7年度	23.5%

■現場説明書例 4（別添 1 「事業加速円滑化国債の運用例」の運用例 4 に対応）

第 40 条関係

各会計年度における請負代金額の支払限度額の割合及び出来高予定額の割合は、次のとおりとする。

年度	支払限度額の割合※	出来高予定額の割合
令和 4 年度	0%	0%
令和 5 年度	32%	80%
令和 6 年度	68%	20%

※令和 4 年度及び令和 5 年度にそれぞれ補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった場合は、下表①～③のように各会計年度の支払限度額の割合を変更し、契約を変更することにより、各会計年度における支払限度額を変更するものとする。ただし、下表は、追加で執行可能となった予算額により令和 4 年度は令和 4 年度と令和 5 年度の出来高予定額の合計の 4 割まで、令和 5 年度は令和 5 年度の出来高予定額の 9 割まで措置された場合の割合であり、追加の予算額によっては、下表の割合と異なる場合がある。

年度	支払限度額の割合		
	①令和 4 年度及び令和 5 年度に追加で予算の執行が可能となった場合	②令和 4 年度のみ追加で予算の執行が可能となった場合	③令和 5 年度のみ追加で予算の執行が可能となった場合
令和 4 年度	32%	32%	0%
令和 5 年度	40%	0%	72%
令和 6 年度	28%	68%	28%

契約書例

■契約書例 1（別添 1「事業加速円滑化国債の運用例」の運用例 1 の場合に対応）

※中間前金払を選択しない場合で、令和 4 年度及び令和 5 年度のいずれにおいても追加で予算の執行が可能となった場合の例

1. 第 38 条関係

【当初】

（部分払）

第 38 条 受注者は、工事の完成前に、出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料（第 13 条第 2 項の規定により監督職員の検査を要するものにあつては当該検査に合格したもの、監督職員の検査を要しないものにあつては設計図書で部分払の対象とすることを指定したものに限る。）に相応する請負代金相当額の 10 分の 9 以内の額について、次項から第 7 項までに定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、工期中 2 回を超えることができない。

2～7 （略）

【第 1 回変更】（令和 4 年度に補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった場合）

（部分払）

第 38 条 受注者は、工事の完成前に、出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料（第 13 条第 2 項の規定により監督職員の検査を要するものにあつては当該検査に合格したもの、監督職員の検査を要しないものにあつては設計図書で部分払の対象とすることを指定したものに限る。）に相応する請負代金相当額の 10 分の 9 以内の額について、次項から第 7 項までに定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、工期中 3 回を超えることができない。

2～7 （略）

【第 2 回変更】（令和 5 年度に補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった場合）

（部分払）

第 38 条 受注者は、工事の完成前に、出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料（第 13 条第 2 項の規定により監督職員の検査を要するものにあつては当該検査に合格したもの、監督職員の検査を要しないものにあつては設計図書で部分払の対象とすることを指定したものに限る。）に相応する請負代金相当額の 10 分の 9 以内の額について、次項から第 7 項までに定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、工期中 4 回を超えることができない。

2～7 （略）

2. 第40条関係

【当初】

(国庫債務負担行為に係る契約の特則)

第40条 国庫債務負担行為(以下「国債」という。)に係る契約において、各会計年度における請負代金の支払いの限度額(以下「支払限度額」という。)は、次のとおりとする。

R3年度	28
R4年度	0
R5年度	75
R6年度	97

2 支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、次のとおりである。

R3年度	0
R4年度	70
R5年度	100
R6年度	30

3 (略)

【第1回変更】(令和4年度に補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった場合)

(国庫債務負担行為に係る契約の特則)

第40条 国庫債務負担行為(以下「国債」という。)に係る契約において、各会計年度における請負代金の支払いの限度額(以下「支払限度額」という。)は、次のとおりとする。

R3年度	28
R4年度	35
R5年度	40
R6年度	97

2 支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、次のとおりである。

R3年度	0
R4年度	70
R5年度	100
R6年度	30

3 (略)

【第2回変更】(令和5年度に補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった場合)

(国庫債務負担行為に係る契約の特則)

第40条 国庫債務負担行為(以下「国債」という。)に係る契約において、各会計年度における請負代金の支払いの限度額(以下「支払限度額」という。)は、次のとおりとする。

R3年度	28
------	----

R 4 年度	3 5
R 5 年度	9 0
R 6 年度	4 7

2 支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、次のとおりである。

R 3 年度	0
R 4 年度	7 0
R 5 年度	1 0 0
R 6 年度	3 0

3 (略)

3. 第 42 条関係

【当初】

(国債に係る契約の部分払の特則)

第 4 2 条 国債に係る契約において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合においては、受注者は、当該会計年度の当初に当該超過額（以下「出来高超過額」という。）について部分払を請求することができる。ただし、契約会計年度以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に部分払の支払いを請求することはできない。なお、中間前払金制度を選択した場合には、出来高超過額について部分払を請求することはできない。

2 この契約において、前払金の支払いを受けている場合の部分払金の額については、第 38 条第 6 項及び第 7 項の規定にかかわらず、次の式により算定する。

(a) 部分払金の額 \leq 請負代金相当額 $\times 9 / 10 -$ (前会計年度までの支払金額 + 当該会計年度の部分払金額) $-$ { 請負代金相当額 $-$ (前会計年度までの出来高予定額 + 出来高超過額) } \times 当該会計年度前払金額 / 当該会計年度の出来高予定額

(b) 部分払金の額 \leq 請負代金相当額 $\times 9 / 10 -$ 前会計年度までの支払金額 $-$ (請負代金相当額 $-$ 前会計年度までの出来高予定額) \times (当該会計年度前払金額 + 当該会計年度の中間前払金額) / 当該会計年度の出来高予定額

[注] (b)は、中間前払金を選択した場合に使用する。

3 各会計年度において、部分払を請求できる回数は、次のとおりとする。

R 3 年度	0 回
R 4 年度	0 回
R 5 年度	1 回
R 6 年度	1 回

【第 1 回変更】 (令和 4 年度に補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった場合)

(国債に係る契約の部分払の特則)

第 4 2 条 (略)

2 (略)

3 各会計年度において、部分払を請求できる回数は、次のとおりとする。

R 3年度	0回
R 4年度	2回
R 5年度	0回
R 6年度	1回

【第2回変更】（令和5年度に補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった場合）

（国債に係る契約の部分払の特則）

第42条 (略)

2 (略)

3 各会計年度において、部分払を請求できる回数は、次のとおりとする。

R 3年度	0回
R 4年度	2回
R 5年度	2回
R 6年度	0回

■契約書例 2（別添 1「事業加速円滑化国債の運用例」の運用例 2 の場合に対応）

※ただし、中間前金払を選択しない場合で、令和 4 年度に追加で予算の執行が可能となった場合の例

1. 第 38 条関係

【当初】

（部分払）

第 38 条 受注者は、工事の完成前に、出来高部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料（第 13 条第 2 項の規定により監督職員の検査を要するものにあつては当該検査に合格したもの、監督職員の検査を要しないものにあつては設計図書で部分払の対象とすることを指定したものに限る。）に相応する請負代金相当額の 10 分の 9 以内の額について次項から第 7 項までに定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、工期中 1 回を超えることができない。

【第 1 回変更】（令和 4 年度に補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった場合）

（部分払）

第 38 条 受注者は、工事の完成前に、出来高部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料（第 13 条第 2 項の規定により監督職員の検査を要するものにあつては当該検査に合格したもの、監督職員の検査を要しないものにあつては設計図書で部分払の対象とすることを指定したものに限る。）に相応する請負代金相当額の 10 分の 9 以内の額について次項から第 7 項までに定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、工期中 2 回を超えることができない。

2. 第 40 条関係

【当初】

（国庫債務負担行為に係る契約の特則）

第 40 条 国庫債務負担行為（以下「国債」という。）に係る契約において、各会計年度における請負代金の支払いの限度額（以下「支払限度額」という。）は、次のとおりとする。

R 3 年度	3 2
R 4 年度	0
R 5 年度	6 8

2 支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、次のとおりである。

R 3 年度	0
R 4 年度	8 0
R 5 年度	2 0

3 （略）

【第1回変更】（令和4年度に補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった場合）

（国庫債務負担行為に係る契約の特則）

第40条 国庫債務負担行為（以下「国債」という。）に係る契約において、各会計年度における請負代金の支払いの限度額（以下「支払限度額」という。）は、次のとおりとする。

R3年度 32

R4年度 40

R5年度 28

2 支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、次のとおりである。

R3年度 0

R4年度 80

R5年度 20

3 （略）

3. 第42条関係

【当初】

（国債に係る契約の部分払の特則）

第42条 国債に係る契約において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合においては、受注者は、当該会計年度の当初に当該超過額（以下「出来高超過額」という。）について部分払を請求することができる。ただし、契約会計年度以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に部分払の支払いを請求することはできない。なお、中間前払金制度を選択した場合には、出来高超過額について部分払を請求することはできない。

2 この契約において、前払金の支払いを受けている場合の部分払金の額については、第38条第6項及び第7項の規定にかかわらず、次の式により算定する。

(a) 部分払金の額 \leq 請負代金相当額 $\times 9/10 -$ (前会計年度までの支払金額 + 当該会計年度の部分払金額) $-$ {請負代金相当額 $-$ (前会計年度までの出来高予定額 + 出来高超過額)} \times 当該会計年度前払金額 / 当該会計年度の出来高予定額

(b) 部分払金の額 \leq 請負代金相当額 $\times 9/10 -$ 前会計年度までの支払金額 $-$ (請負代金相当額 $-$ 前会計年度までの出来高予定額) \times (当該会計年度前払金額 + 当該会計年度の間前払金額) / 当該会計年度の出来高予定額

[注] (b)は、中間前払金を選択した場合に使用する。

3 各会計年度において、部分払を請求できる回数は、次のとおりとする。

R3年度 0回

R4年度 0回

R5年度 1回

【第1回変更】（令和4年度に補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となっ

た場合)

(国債に係る契約の部分払の特則)

第42条 (略)

2 (略)

3 各会計年度において、部分払を請求できる回数は、次のとおりとする。

R3年度	0回
R4年度	2回
R5年度	0回

■契約書例3（別添1「事業加速円滑化国債の運用例」の運用例3の場合に対応）

※中間前金払を選択しない場合で、令和4年度から令和6年度すべて追加で予算の執行が可能となった場合の例

1. 第38条関係

【当初】

（部分払）

第38条 受注者は、工事の完成前に、出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料（第13条第2項の規定により監督職員の検査を要するものにあつては当該検査に合格したもの、監督職員の検査を要しないものにあつては設計図書で部分払の対象とすることを指定したものに限る。）に相応する請負代金相当額の10分の9以内の額について、次項から第7項までに定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、工期中2回を超えることができない。

2～7 （略）

【第1回変更】（令和4年度に補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった場合）

（部分払）

第38条 変更なし

2～7 （略）

【第2回変更】（令和5年度に補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった場合）

（部分払）

第38条 受注者は、工事の完成前に、出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料（第13条第2項の規定により監督職員の検査を要するものにあつては当該検査に合格したもの、監督職員の検査を要しないものにあつては設計図書で部分払の対象とすることを指定したものに限る。）に相応する請負代金相当額の10分の9以内の額について、次項から第7項までに定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、工期中3回を超えることができない。

2～7 （略）

【第3回変更】（令和6年度に補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった場合）

（部分払）

第38条 受注者は、工事の完成前に、出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料（第

13条第2項の規定により監督職員の検査を要するものにあつては当該検査に合格したもの、監督職員の検査を要しないものにあつては設計図書で部分払の対象とすることを指定したものに限る。)に相応する請負代金相当額の10分の9以内の額について、次項から第7項までに定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、工期中4回を超えることができない。

2～7 (略)

2. 第40条関係

【当初】

(国庫債務負担行為に係る契約の特則)

第40条 国庫債務負担行為(以下「国債」という。)に係る契約において、各会計年度における請負代金の支払いの限度額(以下「支払限度額」という。)は、次のとおりとする。

R4年度	0
R5年度	28
R6年度	75
R7年度	97

2 支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、次のとおりである。

R4年度	0
R5年度	70
R6年度	100
R7年度	30

3 (略)

【第1回変更】(令和4年度に補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった場合)

(国庫債務負担行為に係る契約の特則)

第40条 国庫債務負担行為(以下「国債」という。)に係る契約において、各会計年度における請負代金の支払いの限度額(以下「支払限度額」という。)は、次のとおりとする。

R4年度	28
R5年度	0
R6年度	75
R7年度	97

2 支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、次のとおりである。

R4年度	0
R5年度	70
R6年度	100
R7年度	30

3 (略)

【第2回変更】（令和5年度に補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった場合）

（国庫債務負担行為に係る契約の特則）

第40条 国庫債務負担行為（以下「国債」という。）に係る契約において、各会計年度における請負代金の支払いの限度額（以下「支払限度額」という。）は、次のとおりとする。

R4年度	28
R5年度	35
R6年度	40
R7年度	97

2 支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、次のとおりである。

R4年度	0
R5年度	70
R6年度	100
R7年度	30

3 （略）

【第3回変更】（令和6年度に補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった場合）

（国庫債務負担行為に係る契約の特則）

第40条 国庫債務負担行為（以下「国債」という。）に係る契約において、各会計年度における請負代金の支払いの限度額（以下「支払限度額」という。）は、次のとおりとする。

R4年度	28
R5年度	35
R6年度	90
R7年度	47

2 支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、次のとおりである。

R4年度	0
R5年度	70
R6年度	100
R7年度	30

3 （略）

3. 第42条関係

【当初】

（国債に係る契約の部分払の特則）

第42条 国債に係る契約において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合においては、受注者は、当該会計年度の当初に当該超過額

(以下「出来高超過額」という。)について部分払を請求することができる。ただし、契約会計年度以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に部分払の支払いを請求することはできない。なお、中間前払金制度を選択した場合には、出来高超過額について部分払を請求することはできない。

2 この契約において、前払金の支払いを受けている場合の部分払金の額については、第38条第6項及び第7項の規定にかかわらず、次の式により算定する。

(a) 部分払金の額 \leq 請負代金相当額 $\times 9/10 -$ (前会計年度までの支払金額+当該会計年度の部分払金額) $-$ {請負代金相当額 $-$ (前会計年度までの出来高予定額+出来高超過額)} \times 当該会計年度前払金額/当該会計年度の出来高予定額

(b) 部分払金の額 \leq 請負代金相当額 $\times 9/10 -$ 前会計年度までの支払金額 $-$ (請負代金相当額 $-$ 前会計年度までの出来高予定額) \times (当該会計年度前払金額+当該会計年度の中間前払金額) / 当該会計年度の出来高予定額

[注] (b)は、中間前払金を選択した場合に使用する。

3 各会計年度において、部分払を請求できる回数は、次のとおりとする。

R 4年度	0回
R 5年度	0回
R 6年度	1回
R 7年度	1回

【第1回変更】 (令和4年度に補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった場合)

(国債に係る契約の部分払の特則)

第42条 (略)

2 (略)

3 変更なし

【第2回変更】 (令和5年度に補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった場合)

(国債に係る契約の部分払の特則)

第42条 (略)

2 (略)

3 各会計年度において、部分払を請求できる回数は、次のとおりとする。

R 4年度	0回
R 5年度	2回
R 6年度	0回
R 7年度	1回

【第3回変更】 (令和6年度に補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となっ

た場合)

(国債に係る契約の部分払の特則)

第42条 (略)

2 (略)

3 各会計年度において、部分払を請求できる回数は、次のとおりとする。

R4年度	0回
R5年度	2回
R6年度	2回
R7年度	0回

■契約書例 4（別添 1「事業加速円滑化国債の運用例」の運用例 4 の場合に対応）

※ただし、中間前金払を選択しない場合で、令和 4 年度及び令和 5 年度に追加で予算の執行が可能となった場合の例

1. 第 38 条関係

【当初】

（部分払）

第 38 条 受注者は、工事の完成前に、出来高部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料（第 13 条第 2 項の規定により監督職員の検査を要するものにあつては当該検査に合格したもの、監督職員の検査を要しないものにあつては設計図書で部分払の対象とすることを指定したものに限る。）に相応する請負代金相当額の 10 分の 9 以内の額について次項から第 7 項までに定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、工期中 1 回を超えることができない。

【第 1 回変更】（令和 4 年度に補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった場合）

（部分払）

第 38 条 変更なし

【第 2 回変更】（令和 5 年度に補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった場合）

（部分払）

第 38 条 受注者は、工事の完成前に、出来高部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料（第 13 条第 2 項の規定により監督職員の検査を要するものにあつては当該検査に合格したもの、監督職員の検査を要しないものにあつては設計図書で部分払の対象とすることを指定したものに限る。）に相応する請負代金相当額の 10 分の 9 以内の額について次項から第 7 項までに定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、工期中 2 回を超えることができない。

2. 第 40 条関係

【当初】

（国庫債務負担行為に係る契約の特則）

第 40 条 国庫債務負担行為（以下「国債」という。）に係る契約において、各会計年度における請負代金の支払いの限度額（以下「支払限度額」という。）は、次のとおりとする。

R 4 年度	0
R 5 年度	3 2
R 6 年度	6 8

2 支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、次のとおりである。

R 4年度	0
R 5年度	80
R 6年度	20

3 (略)

【第1回変更】(令和4年度に補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった場合)

(国庫債務負担行為に係る契約の特則)

第40条 国庫債務負担行為(以下「国債」という。)に係る契約において、各会計年度における請負代金の支払いの限度額(以下「支払限度額」という。)は、次のとおりとする。

R 4年度	32
R 5年度	0
R 6年度	68

2 支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、次のとおりである。

R 4年度	0
R 5年度	80
R 6年度	20

3 (略)

【第2回変更】(令和5年度に補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった場合)

(国庫債務負担行為に係る契約の特則)

第40条 国庫債務負担行為(以下「国債」という。)に係る契約において、各会計年度における請負代金の支払いの限度額(以下「支払限度額」という。)は、次のとおりとする。

R 4年度	32
R 5年度	40
R 6年度	28

2 支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、次のとおりである。

R 3年度	0
R 4年度	80
R 5年度	20

3 (略)

3. 第42条関係

【当初】

(国債に係る契約の部分払の特則)

第42条 国債に係る契約において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度ま

での出来高予定額を超えた場合においては、受注者は、当該会計年度の当初に当該超過額（以下「出来高超過額」という。）について部分払を請求することができる。ただし、契約会計年度以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に部分払の支払いを請求することはできない。なお、中間前払金制度を選択した場合には、出来高超過額について部分払を請求することはできない。

2 この契約において、前払金の支払いを受けている場合の部分払金の額については、第38条第6項及び第7項の規定にかかわらず、次の式により算定する。

(a) 部分払金の額 \leq 請負代金相当額 $\times 9/10 -$ （前会計年度までの支払金額 $+$ 当該会計年度の部分払金額） $-$ 〔請負代金相当額 $-$ （前会計年度までの出来高予定額 $+$ 出来高超過額）〕 \times 当該会計年度前払金額 $/$ 当該会計年度の出来高予定額

(b) 部分払金の額 \leq 請負代金相当額 $\times 9/10 -$ 前会計年度までの支払金額 $-$ （請負代金相当額 $-$ 前会計年度までの出来高予定額） \times （当該会計年度前払金額 $+$ 当該会計年度の中間前払金額） $/$ 当該会計年度の出来高予定額

[注] (b)は、中間前払金を選択した場合に使用する。

3 各会計年度において、部分払を請求できる回数は、次のとおりとする。

R 4年度	0回
R 5年度	0回
R 6年度	1回

【第1回変更】（令和4年度に補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった場合）

（国債に係る契約の部分払の特則）

第42条（略）

2（略）

3 変更なし

【第2回変更】（令和5年度に補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった場合）

（国債に係る契約の部分払の特則）

第42条（略）

2（略）

3 各会計年度において、部分払を請求できる回数は、次のとおりとする。

R 4年度	0回
R 5年度	2回
R 6年度	0回